

防災・減災対策の推進について

令和3年8月17日

中四国サミット

防災・減災対策の推進について

平成30年7月豪雨においては、西日本を中心に河川の氾濫や土砂災害が発生し、200人を超える多くの尊い人命が失われるとともに、多くの住宅や公共インフラのほか、農林水産業や商工業等に甚大な被害が生じた。また、今夏も停滞する前線による記録的な大雨や台風の上陸に伴い、現在も中国・四国地方において、土砂災害や河川の氾濫などにより多数の被害が発生している。

被災地においては、現在、復旧・復興に向けて官民が総力を挙げて取り組んでいるが、全面的な復旧・復興にはまだまだ時間と費用が必要である。

また、発生確率が高まっている南海トラフ地震等の大規模災害に備え、実効性のある防災・減災対策や医療救護体制の強化が急務となっている。

加えて、豪雪、暴風・波浪等による災害も相次いで発生しており、こうした事態への対応も必要とされている。

現在、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、国と地方が一体となってハード・ソフト両面で強靱化対策に全力で取り組んでいるところであるが、抜本的な治水・治山対策や災害に強い道路ネットワークの構築など、地域の状況に応じた国土強靱化対策としては、なお十分とは言えない。

については、中国・四国地方が一致団結して防災・減災対策に取り組み、住民の生命や財産を守るため、以下の事項について強く要請する。

I 強靱な国土づくり

- 1 近年の気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化や、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が顕在化している中、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が創設されるとともに、緊急自然災害防止対策事業が拡充されたところであるが、当初予算での配分や地方単独事業による防災インフラ整備に対する更なる財政措置を含め、引き続き、地方の要望を十分反映すること。

また、防災・減災対策を着実に推進するため、緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など、起債制度の拡充を含めた確実な財政措置等を講じるとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

加えて、既存施設の長寿命化対策も含め、公共事業予算枠の大幅な増額や補助率のかさ上げを行うなど財政支援をより一層充実させるとともに、

地方が主体的・計画的に事前復興に取り組むことのできる新しい財政支援制度を創設すること。

- 2 大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うために必要不可欠な道路、港湾、空港、鉄道等の交通インフラや、住民生活や社会経済活動に重要なライフラインである上下水道施設について、耐震化や土砂災害等防止対策、被災後の早期復旧等を推進する地方の取組を支援すること。また、上水道施設については、浄水機能を担う機器等を応急的に提供できる体制整備等の対応策を講じること。

II 平成30年7月豪雨災害を受けての要望

- 1 本格的な復旧・復興には多くの時間と経費が必要と見込まれることから、国庫補助の重点配分や補助率のかさ上げ、特別交付税の特例的な増額配分や起債の特例措置など、国において中長期的な財政支援を行うとともに、災害復旧事業及び災害関連予算を確保すること。

- 2 激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率をかさ上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。

また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額50億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。

- 3 被災者一人ひとりに寄り添った包括的な支援を中長期的に実施するために設置している「地域支え合いセンター」の運営費用に対して補助率をかさ上げ（復元）するとともに、その必要額について財政措置を講じること。

- 4 被災した児童生徒の心身の手厚いケアや環境の改善、また学習支援の充実等を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員、学習サポート等を行う教育活動支援員の配置、心理検査の実施等に係る財政支援を拡充すること。

また、被災により就学困難となった児童生徒が安心して学校に通えるよ

う、学用品費の支給や奨学金の貸与、通学手段の変更を余儀なくされた生徒に対する通学費の補助、学校法人による授業料の軽減等の取組に関して、より一層の財政措置を講ずること。

- 5 住民に災害から命を守るための行動を促すためには、「施設では防ぎきれない大洪水や土砂災害等は必ず発生するもの」へと住民の意識を変革していく必要がある。

このため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の指定後においても、実際の住民の危険回避行動につながる取組を国として強化すること。

- 6 令和3年5月に災害対策基本法が改正されたことを受けて改定された「避難情報に関するガイドライン」に基づき、住民の適切な避難行動を促すための地方自治体の取組に対する新たな支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。

市町村長が発令する避難情報のうち、「避難勧告」を廃止して「避難指示」に一本化することなどを盛り込んだ改正災害対策基本法が施行されたが、新たな避難情報が住民の適切な避難行動につながるよう国においてもあらゆる広報手段を活用して、住民に理解できるようわかりやすく周知するとともに、「避難スイッチ」等の、避難行動を起こすきっかけとする目安を住民自ら決める取組の普及に努めること。

加えて、市町村防災行政無線の高性能スピーカーへの改修や戸別受信機の配置など情報伝達手段の整備に対して重点的に支援を行うこと。

- 7 大雨特別警報等の防災気象情報の精度向上を早期に実現するとともに、避難情報の発令を迅速に行うため、地方自治体への防災気象情報の提供の一層の充実・強化を図ること。

また、夜間・早朝に立退き避難することを避けるため、明るいうちに高齢者等避難や避難指示の発令の判断ができるよう、12～24時間先の降水予測（メッシュ情報）の精度を高めること。

- 8 「応急対策職員派遣制度」に係る対口支援や災害マネジメント総括支援員等の派遣について、平成30年7月豪雨災害における運用の実績を踏まえ、広域応援・受援体制の更なる充実を図ること。

また、「復旧・復興支援技術職員派遣制度」について、被災地においては、土木・農林分野に限らず、被災者への福祉・保健分野でのきめ細かな支援

を行うために保健師等の専門職員も必要と見込まれることから、全国知事会、全国市長会、全国町村会と連携し、被災県及び被災市町村が必要とする分野の専門職員を中長期的に派遣するために必要な措置を拡充すること。

なお、応援職員については、災害対策基本法等により、その費用は原則被災団体の負担となっていることから、被災団体への特別交付税措置を行うなど、職員派遣や受入等に要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講ずること。

- 9 気候変動により激甚化・頻発化する豪雨に対応するため、流域全体であらゆる関係者が協働して対策を行う流域治水の考え方も踏まえ、災害が発生する前の抜本的な治水対策と土砂災害対策、治山対策等も含めた事前防災を迅速かつ強力に推進するとともに、これらに必要な財政措置を講ずること。

また、流域治水の積極的な推進に向けて、関係省庁間において連携を強化し、支援制度などの調整を進めるとともに、住民へ流域治水対策の効果をわかりやすく示すため、流域治水プロジェクトの策定・公表にあたり、多様な主体による様々な対策の治水効果を定量的に評価する手法を構築するなど、必要な支援を行うこと。

- 10 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」を踏まえ、防災重点農業用ため池に対する補強や廃止等の防災工事に加え、ハザードマップ作成やため池の診断及び監視・保全活動など地方が行う防災・減災対策の取組に必要となる予算の確保と支援策をより一層充実させること。

また、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく地方公共団体の事務が円滑に進むよう必要となる経費に配慮するとともに、ため池の管理者が適切な管理ができるよう管理負担の軽減策を検討すること。

Ⅲ 地震をはじめとする大規模災害への対策強化

- 1 地震に係る防災・減災対策を加速するため、活断層（未確認断層を含む。）の実態など、これまでに十分な知見が得られていない地域の地震等に関する調査研究を推進し、調査結果を早期に公表するとともに、内陸直下型地震の対策強化を図ること。

2 南海トラフ地震臨時情報に関する国民の理解が深まるよう、国において継続的に啓発を行うこと。また、南海トラフ地震臨時情報を活かし、住民の命を守るために、事前避難における災害救助法の適用対象を半割れケースにおける沿岸部以外にも拡充するなど、地方の財政負担の一層の軽減を図ること。

3 災害応急対策の拠点となる庁舎や避難所となる学校等の施設、不特定多数の者が利用する大規模施設、また、住宅や社会福祉施設等における建築物等の耐震化を加速すること。

特に、住宅の耐震化は、様々な地震対策の前提条件となるいわば“入口”に位置付けられる最重要施策であることから、防災・安全交付金の重点配分対象事業とするなど、確実な財源措置を行うこと。

また、避難所としての役割を担う施設について、バリアフリー及びユニバーサルデザイン化等の機能や、換気を含む空調設備設置等の環境を整備するための財政支援をより一層拡充すること。

4 石油精製・元売会社系列以外の中小事業所が設置している油槽所や、ガス事業者が設置している施設の耐災化を推進するため、「石油コンビナートの生産性向上及び強靱化推進事業費」や「高圧エネルギーガス設備に対する耐震補強支援事業費補助金」を継続していくとともに、対象事業の拡充を図ること。

あわせて、地方自治体による防護柵整備等の津波対策を促進するため、当該補助事業の対象とすること。

5 防災組織の実情に応じた防災訓練の実施や、地区防災計画の策定など、自主防災組織の活動の活性化をはじめ、活動の核となる防災士の育成等に関する必要な支援を行うこと。

6 医療機関の耐震化や高台移転、資機材のほか非常用電源設備や給水設備の整備及び増強、救護活動にあたることができる人材の育成・確保、BCP（事業継続計画）や避難確保計画の策定促進など、災害時の医療救護体制を充実させる取組に対する財政支援や技術的支援を一層充実、強化すること。

7 災害拠点病院のライフライン設備（非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンク）の整備に対する国庫補助制度について、各病院の設備強化が円滑かつ早期に進むよう補助率のかさ上げ等も含め必要な措置を講じること。

特に、膨大な容量が必要となる受水槽については、新たな土地の取得や賃借に係る費用に対して特段の財政措置を講じること。

8 南海トラフ地震等の甚大な被害想定を踏まえて、全国的に災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）のチーム数を増やし、災害急性期に大量かつ切れ目なく投入できる体制を構築するとともに、医療モジュールと運営人材を迅速に配置する体制を早急に整備するなど、被災地外からの人的・物的支援体制を国を挙げて強化すること。

また、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）について、全国的な整備促進や応援・受援調整の体制を構築するため、公衆衛生人材の育成を継続するとともに、DHEATの養成、編成及び運用について、補助対象経費の拡大等も含め必要な措置を講じること。

9 災害対応に習熟している職員は自治体においてごく少数であることから、人員不足等に起因する災害発生時の初動の混乱を最小限にするためには、総合防災システム、被災者台帳システム等の防災関係システムの統一化が非常に有効である。ついては、国が主導して全国統一のシステムを導入すること。

また、物資調達・輸送調整等支援システムについては、都道府県と市町村が連携して円滑に運用できるよう改善を図ること。

10 近年の気候変動に伴う自然災害の増加の実態を踏まえ、今後起こり得る災害への対処能力の強化を図るために必要な装備資機材の整備充実を図ること。

11 国の「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」においては、消防防災ヘリコプターには操縦士2名を乗り組ませるものとされているが、操縦士が不足しており、技量・経験のある優秀な人材の確保が困難な状況である。

そのため、国においても、操縦士志願者の増加策、操縦士資格取得に係る経済的負担の軽減策、操縦士の養成やスキルアップのための育成機関の

充実策など根本的な対策を講じた上で、航空業界に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるなど、技量・経験のある操縦士を育成、確保するための対策を講じるとともに、地方自治体において二人操縦士体制を構築するための継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

12 検案医の確保が困難な状況であることから、国においても医師会に対して積極的に働き掛けるなどの対策を講じるとともに、遺体安置場所の確保や環境整備等について、計画的に必要な措置を行うこと。

13 被災が想定される地域に対し、過去の復興事例を踏まえた助言を行うアドバイザー制度や、高台移転をはじめとする「まちづくり」を総合的に推進する交付金制度を創設するなど、「事前復興」への支援を充実すること。

14 企業の防災・減災対策に対する優遇税制等の支援措置を充実するとともに、中小企業に対するBCP(事業継続計画)の必要性についての意識啓発を強化し、その策定・見直しへの支援を行うこと。

15 被災者の生活再建や被災住宅の復旧を迅速に進めるため、被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大を図るとともに、災害救助法の基準の見直しや柔軟な運用を行うこと。

このうち、被災者生活再建支援制度について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、同制度に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。加えて、支援の対象を半壊まで拡大すること。

また、近年、工場・店舗等の非住家について、罹災証明書が事業者向け補助金等の各種支援制度に必要とされている状況を踏まえ、被害認定に係る指針等を明確化すること。

16 大規模災害時における被災地の支援について、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において新たな制度を検討・創設すること。特に、平成28年の鳥取県中部地震の際には、被災者一人ひとりの事情に応じた生活復興プランを策定し、行政機関と地域のNPO法人や弁護士、建築士、ファイナンシャルプランナー等が協力しチームで支援を行う「災害ケースマネジメント」が被災者の生活復興に大きな効果を挙げたことから、この仕組

みについて国が主導して制度化すること。

- 17 水道の震災対策として、基幹管路及び配水池や浄水場などの基幹施設、また、災害時に重要な拠点となる施設（医療機関、避難所等）への供給ラインの耐震化を促進するため、必要な施策を講じること。

特に、水道施設耐震化事業に対する交付金については、資本単価をはじめとする各種要件の撤廃と交付率のかさ上げを図ること。

また、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、国が掲げた「令和10年度までに基幹管路の耐震適合率60%」の目標を達成するため、補助対象の一層の拡大のほか、中長期的な見通しの下、必要な予算・財源を当初予算において別枠で安定的かつ継続的に確保し、水道施設の震災対策を推進すること。

- 18 豪雪時における長時間にわたる公共交通機関の運休・欠航は、住民生活や企業活動に多大な影響をもたらすことから、豪雪時に公共交通車両の円滑な移動等に対応するための施設・設備の整備や、列車が立ち往生した際に乗客に配布するための緊急物品の備蓄等について支援すること。

- 19 市町村は、今年度改正された災害対策基本法において、高齢者や障害者など「避難行動要支援者」の個別避難計画を策定することが努力義務とされた。その策定を促進するため、避難行動要支援者を平時に支援する福祉関係者と、災害時に支援する防災関係者との連携や、当事者と福祉関係者、地域住民等とをつなぐ役割を担うことのできる人材の養成等に関する必要な支援を行うこと。

- 20 令和3年7月に静岡県で生じた大規模な土石流について、上流域における残土の処分行為等との関連も含め、地元自治体と連携して原因の究明及び再発防止に努めること。建設残土については、一部自治体では条例等により規制しているが、都道府県をまたいで搬入されること、罰則に上限規定が設けられていることなどにより、適正処理の徹底に限界があることから、法制化による全国統一の基準・規制を早急に設けること。

- 21 被災施設等の早期復旧を図るため、災害査定や災害復旧事業の早期着手に向けた特段の配慮を行うこと。

また、災害査定においては、ドローン等を活用したWeb 査定の方法を恒

常的に選択できるようにすることや机上査定の活用により事務手続きの柔軟な運用や簡素化を図るとともに、災害査定に係る費用について、地方負担の軽減を図ること。

さらに、再度の災害発生を防ぐため、改良復旧における採択基準の要件緩和を行うこと。

令和3年8月17日

中四国サミット

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	丸山達也
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政
徳島県知事	飯泉嘉門
香川県知事	浜田恵造
愛媛県知事	中村時広
高知県知事	濱田省司
(一社)中国経済連合会会長	苅田知英
四国経済連合会会長	佐伯勇人